

附
第 12. 8. 25
日置村盛場

鳥取縣公報

縣 令

號 外

昭和十二年七月二十八日

水 曜 日

○鳥取縣令第四十一號

大正三年三月鳥取縣令第十二號小學校令施行細則中左ノ通改正ス

昭和十二年七月二十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

第六十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

市町村立小學校准教員ニシテ陸海軍現役ニ服シタル時ハ當然退職者トス
第六十九條ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和十二年七月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣公報 每週日發行 (休日ニ當ル) 號 昭和十二年七月廿八日 外 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可